三菱製冷房機器修理仕様書

（目　　的）
第　１　条　　本仕様書は、上平間営業所Ｈ２８００号車、塩浜営業所Ｓ２８０７、鷲ヶ峰営業所Ｗ２８０１、２８０５、２８０９号車の三菱製冷房機器修理に適用する。

（修理の種類）
第　２　条　１　定期修理

（修理上の注意）
第　３　条　１　修理内容は当局の指示によるものとする。
２　修理にあたっては、メーカー保証等の兼ね合いがあるので、メーカーとの調整を行った上で実施すること。
３　修理内容が当局の指示を超えて行われなければならない事情が生じた場合は、速やかに当局と協議すること。なお、請求は本契約とは別途に契約する。
４　作業は次のとおりとする。
コンプレッサーオーバーホール、マグネットクラッチオーバーホール、
ドライヤーオーバーホール、高低圧ホース交換、ポンプダウン作業、各部機能点検
５　整備済みリンク品が用意されている場合は、リンク品での交換対応も可能とする。

（発生及び完了）
第　４　条　１　当局より修理依頼を受けた時は、第３条に従いこれを行うこと。
２　作業の日時については、事前に連絡をとり当該営業所責任者と調整を図ること。
３　納入時又は、作業完了後に当該係員の納入検査を受けること。
４　作業完了後交換した部品を返納するとともに、当該係員に作業（交換）前後の部品等の写真及び納品書番号、年月日、車号、修理内容、使用部品、単価、工賃、合計等を明記した社印入りの納品書を２部提出すること。

（費用負担）
第　５　条　　修理品の搬出から搬入に要する費用は、業者負担とする。また、搬出より搬入検査完了までの一切の事故についても同様とする。

（疑義の決定）
第　６　条　　本仕様書によるも疑義が生じた場合には、直ちに当局と協議し当局の裁定に従うものとする。

（履行期間）
第　７　条　　令和９年３月３１日